

第四十二号議案

江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年六月十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例

江戸川区個人情報保護条例（平成六年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第七条から第十条まで、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十五条第三項中「の各号」を削る。

第十六条第二項第七号ホ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

第二十条中「の各号」を削る。

第二十九条の二第一項中「き損」を「毀損」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （説明）

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の改正に伴い、国が経営する企業が廃止されたことから、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。